

17 健康推進

1. 健康づくり推進事業

(1) ウォーキング事業

血行を良くし体力をつけるなど、歩くことの大切さを通して健康意識を普及します。
楽しみながら利用していただけるよう14の健康づくりコースを設置しています。

(2) 市民健康まつり

健康についての正しい知識を普及し、生活習慣改善への契機とします。

＜市民健康まつり実施状況＞

年度	実 施 状 況
4	広報たかやま 11月号にて健康特集
5	健康啓発チラシの配布（新聞購読をしている22,200世帯と公共機関や医療機関へ配布）
6	9月を健康まつり月間として健康に関するイベントを実施（参加団体数：17 来場者数：1,156人）

(3) 高山市食生活改善連絡協議会（飛まわり会）

栄養の知識を普及するとともに、地域の食生活改善推進のために講習会等を通じて市民が食生活改善の動機づけができるよう支援します。

(4) 食生活改善推進員教育事業

栄養教室を開催し、食生活改善推進員を養成します。

＜食生活改善地区組織活動（飛まわり会）＞

年度	推進員数	学 習 会		活動内容	
		回数	推進員出席数	対話や訪問	集会
4	90	15	142	304	458
5	79	14	125	465	251
6	46	8	89	225	546

＜食生活改善推進員養成講座＞

年度	受講者	修了者
4	新型コロナの影響により未実施	
5	申込定員数に至らず未実施	
6	3	3

※ 9回1コースで実施し、修了者は推進員として認定されます。

(5) 眠育事業

眠育研修会を開催し、睡眠の大切さを伝えるアドバイザーを養成します。

＜眠育研修会＞

年度	参加者
4	65
5	460
6	273

(6) 健康づくり水中運動事業

運動器疾患や身体機能に衰えがあるため、水中運動でなくては身体機能維持のための自主的な取り組みが困難な方の健康づくりを支援します。

＜健康づくり水中運動事業＞

年度	参加者
4	54
5	47
6	62

(7) 健康ポイント事業

健康診査の受診や生活習慣の改善など、健康づくりに関する取り組みをポイントとして記録し、一定以上のポイントを取得した方に対して賞品を贈ります。

＜健康ポイント事業＞

年度	参加者
4	1,426
5	1,515
6	1,158

2. 成人保健事業

健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を実施します。

(1) 健康教育

講演会や学習会、健康教室等を医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等を講師として開催し、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及とともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。

- ・病態別の知識の普及や、健康づくり、疾病予防全般についての健康教育、出前講座を実施します。
- ・健康診査受診者の事後指導として結果説明会を開催します。

＜健康教育＞

年度	病態別		一般	
	開催回数	参加延人員	開催回数	参加延人員
4	20	138	88	537
5	22	288	88	822
6	14	160	87	806

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、市民の健康の保持増進を図ります。

- ・祝日を除く毎週月～金曜日の午前9:00～正午、健康推進課（保健センター）にて実施します。
（支所での健康相談は毎週木曜日の午前9:00～正午に開催）
- ・健康教室等で、個別に相談に応じます。

<健康相談>

一般健康相談・来所者内訳								
年度	開催回数	来所者数	成人	乳児	幼児	母性	精神	学童
4	744	1,386	113	569	362	334	3	5
5	751	1,108	73	386	382	249	5	4
6	762	959	97	312	320	226	1	3

(3) 健康診査

糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の早期発見・早期治療とともに、診査の結果、必要な市民に対して栄養や運動に関する正しい知識の普及を行うことによって、健康についての認識と自覚の高揚を図り、生活習慣病予防を目指します。

① 高山市健康診査

保健センター及び公民館等の会場で巡回実施します。

<健康診査>

- ・対象 中学3年生・義務教育学校9年生から39歳、生活保護受給者

- ・検査項目 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（肝機能、腎機能、脂質、糖代謝、貧血）、理学的検査、心電図（40歳以上）、1日食塩摂取量（推定）

年度	受診者	異常なし	要注意	要精検
4	2,579	415	1,589	575
5	2,457	431	1,444	582
6	2,420	486	1,427	507

- ・自己負担 520円（ただし、生活保護世帯に属する者は免除、また25歳以下の者は無料）

- ・健診結果 家庭訪問、結果説明会又は郵送で通知します。希望者に健康相談を行います。

※40歳から74歳の方については、特定健康診査を各医療保険者で実施

※後期高齢者医療制度加入者については、「ぎふ・すこやか健診」を岐阜県後期高齢者医療広域連合で実施

② 胃がん検診

40歳以上の方を対象に久美愛厚生病院、支所地域は地区の公民館等で実施します。また、40歳以上75歳未満の方で、胃部エックス線検査を受けることができない方を対象に保健センターで胃内視鏡検査を実施します。

- ・自己負担 40歳から69歳まで 1,040円、70歳以上 520円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

<胃がん検診（胃部エックス線検査）>

年度	受診者	異常なし	要精検等
4	5,269	3,261	2,008
5	4,788	3,067	1,721
6	4,354	3,069	1,285

<胃がん検診（胃内視鏡検査）>

年度	受診者	異常なし	要精検等
4	184	31	153
5	174	25	149
6	188	31	157

③ 肺がん検診

集団検診 40 歳以上の方を対象に胸部レントゲン検査を、50 歳以上で痰等の自覚症状のあった方を対象に喀痰細胞診検査を保健センター等で行います。

- ・自己負担 胸部レントゲン検査は無料

喀痰細胞診検査は 50 歳から 69 歳まで 520 円、70 歳以上 310 円
(ただし、生活保護世帯に属する者は免除)

<肺がん検診（胸部レントゲン検査）>

年度	受診者	異常なし	要精検
4	10,862	10,184	678
5	10,255	9,717	538
6	9,951	9,428	523

<肺がん検診（喀痰細胞診検査）>

年度	受診者	異常なし	検体不良
4	24	23	1
5	40	35	5
6	13	11	2

④ 子宮頸がん検診

集団検診 20 歳以上の女性を対象に保健センター、支所地域は支所・地区の公民館等で行います。

個別検診 集団検診申込者のうち、やむを得ない理由で集団検診を受診できなかった方を対象に、医療機関で実施します。

- ・自己負担 集団検診 20 歳から 69 歳まで 830 円、70 歳以上 410 円

個別検診 20 歳から 69 歳まで 1,040 円、70 歳以上 520 円

(ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 20 歳該当者は無料)

⑤ 乳がん検診

集団検診 30 歳以上の女性を対象に保健センター、高山赤十字病院、久美愛厚生病院、(支所地域では支所・地区公民館)等で行います。

- ・自己負担 30 歳から 69 歳まで 830 円、70 歳以上 410 円

(ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 40 歳該当者は無料)

<子宮頸がん検診>

年度	受診者	異常なし	要経過観察	要精検	要診療
4	5,902	5,732	67	42	61
5	5,613	5,441	50	45	77
6	5,533	5,385	65	36	47

<乳がん検診>

年度	受診者	異常なし	要精検
4	6,181	6,010	171
5	5,900	5,702	198
6	5,792	5,614	178

⑥ 大腸がん検診

集団検診 40 歳以上の方を対象に久美愛厚生病院、地区の公民館等で行います。

- ・自己負担 40 歳から 69 歳まで 310 円、70 歳以上 210 円

※ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 40 歳該当者は無料

⑦ 前立腺がん検診

集団検診 50歳～65歳の男性を対象に久美愛厚生病院、地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 520円（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

＜大腸がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要精検
4	9,175	8,569	606
5	8,745	8,170	575
6	8,521	7,975	546

＜前立腺がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要精検
4	907	885	22
5	831	805	26
6	835	817	18

⑧ 歯周疾患検診

個別検診 節目の年齢（20・30・40・45・50・55・60・65・70歳）の方を対象に、高山歯科医師会、飛騨市歯科医師会に委託して実施します。

- ・自己負担 20歳から65歳まで 520円、70歳 310円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

⑨ 肝炎ウイルス検診

集団検診 満40歳の方及び満41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウイルス検診を久美愛厚生病院、地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 無料

⑩ 骨粗鬆症検診

集団検診 節目の年齢の女性（40・45・50・55・60・65・70歳）の方を対象に保健センター支所地域は支所・地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 40歳から65歳まで 830円、70歳 410円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

＜歯周疾患検診＞

年度	受診者
4	389
5	504
6	517

＜肝炎ウイルス検査＞

年度	B型肝炎	C型肝炎
4	555	556
5	518	518
6	541	538

＜骨粗鬆症検診＞

年度	受診者
4	682
5	720
6	685

(4) 訪問指導

健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められる方を対象に、健康問題解決のための支援を行います。

- ・健康診査結果で、必要がある方
- ・その他、訪問依頼等があった方

＜成人の訪問指導件数＞

年度	精神障害	健診事後	計
4	4	3,337	3,345
5	2	3,097	3,106
6	10	2,727	2,738

3. 母子保健事業

妊産婦、乳幼児を対象に、心も身体も健康で、保護者がこどもの発育を正しく判断し、主体的な育児ができることを目指し、健康診査、健康教育、訪問指導などを行います。

(1) 健康診査等

① 妊婦一般健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

年度	交付人数	交付枚数	使用枚数
4	540	8,007	6,476
5	442	6,534	6,031
6	424	6,223	5,013

② 産後健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

年度	産後2週間健診 受診者数	産後1か月健診 受診者数
4	464	470
5	414	460
6	373	392

③ 1か月児健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

※令和6年度から実施

④ 乳児健康診査（4か月児）

保健センターで毎月1～2回午後に実施します。

⑤ 7か月児相談

保健センターで毎月1～2回、清見・久々野・丹生川・国府地区で毎月1回午前に実施します。

⑥ 10か月児相談

保健センターで毎月1～2回、清見・久々野・丹生川・国府地区で毎月1回午前に実施します。

⑦ 1歳6か月児健康診査

保健センターで毎月2回午後に実施します。

⑧ 2歳児相談

保健センターで毎月2回午前に実施します。

⑨ 3歳児健康診査

保健センターで毎月2回午後に実施します。

⑩ 5歳児健康診査

保健センターで毎月2回午後に実施します。

※令和7年度から実施

<1か月児健康診査>

年度	受診状況						
	対象者	※受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
6	412	349	84.7	346	2	0	1

※受診者は年度内に受診した者または里帰り先での受診などで償還払い手続きを行った者の数

<乳児健康診査（4か月児）>

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
4	505	504	99.8	322	106	17	59
5	514	506	98.4	298	86	54	68
6	420	415	98.8	273	80	20	42

<7か月児相談>

年度	対象者	受診者	受診率
4	518	499	96.3
5	497	471	94.8
6	432	411	95.1

<10か月児相談>

年度	対象者	受診者	受診率
4	531	487	91.7
5	489	463	94.7
6	463	447	96.5

<1歳6か月児健康診査>

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
4	611	606	99.2	363	138	57	48
5	511	498	97.5	307	109	28	54
6	491	488	99.4	286	128	11	63

<2 歳児相談>

年度	対象者	受診者	受診率
4	575	550	95.7
5	531	510	96.0
6	486	455	93.6

<3 歳児健康診査>

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
4	654	639	97.7	311	62	196	70
5	637	634	99.5	284	81	211	58
6	530	522	98.5	237	63	181	41

(2) 健康教育

① 母子健康手帳交付

妊娠・出産に関する制度等についての紹介や個別相談を実施します。

集団交付として、保健センターで毎月2回実施します。

個別交付として、こども家庭センターで月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前中、支所で木曜日の午前中実施します。

② 妊婦教室

健康なこどもを生み育てるための学習を支え、保護者同士の学びあいと仲間づくりを目指して行います。保健センターで出産予定月ごとに4回1コース（月1回）を実施します。

1回目 妊娠における身体の変化と胎児の発達の学習・交流会

2回目 口の中の健康について・妊娠中に必要な栄養（食）の学習・交流会

3回目 身体に負担をかけない姿勢やリラックス方法の学習・交流会

4回目 お産のすすみ方・お父さんの妊婦体験・産婦、赤ちゃんとの交流会

<母子健康手帳の発行>

年度	発行総数
4	522
5	422
6	402

<妊婦教室>

年度	受講者延人数	1回目	2回目	3回目	4回目
4	281	45	50	52	134
5	308	63	58	64	123
6	298	51	54	57	136

③ ことばの相談会

ことばの遅れなど、発育や発達の問題を抱えている就学前のお子さんと保護者に対し言語聴覚士等による相談会を実施します。

<ことばの相談会>

年度	開催回数	参加者数
4	2	27
5	2	25
6	2	27

④ 赤ちゃん教室

生後2か月、3か月、5か月のこどもとその保護者を対象に、子育てについての学びの支援と育児不安の軽減を目的に、保護者同士の交流会を実施します。

※令和2年度より新型コロナウイルス感染症予防のため中止していたが、令和5年度より再開

<赤ちゃん教室>

年度	開催回数	参加延人数
4	0	0
5	32	247
6	36	318

(3) 健康相談**① 乳幼児健康相談**

育児・食生活などについて、個別に相談対応します。

こども家庭センターで月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前中、支所で木曜日の午前中実施します。

＜乳幼児健康相談内訳＞

年度	乳児	幼児	児童	母性	合計
4	569	362	0	334	1,265
5	386	382	0	249	1,017
6	312	320	3	226	861

② 助産師相談事業

助産師による妊産婦への妊娠・出産、子育てに関する相談支援および交流支援を行います。

＜助産師相談件数＞

年度	開催回数	利用延人数	
		妊婦	産婦
4	23	2	40
5	24	5	207
6	24	5	342

※令和7年度から開催場所を1か所から6か所へ、開催回数を月2回から月8回へ拡充

(4) 訪問指導

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に実施します。（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・乳幼児健康診査などにおける要観察児等を対象に実施します。
- ・障がい児、育児不安のある保護者を対象に実施します。
- ・支援の必要な妊産婦を対象に実施します。

＜母子の訪問指導件数＞

年度	妊産婦	新生児	乳児	幼児	その他	合計
4	606	24	583	363	2	1,578
5	656	34	583	311	1	1,585
6	578	63	491	279	12	1,423

(5) その他**① 不妊治療費（生殖補助医療）助成事業**

不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

＜不妊治療費（生殖補助医療）助成件数＞

年度	件数	金額(千円)
4	145	19,672
5	73	10,181
6	90	12,662

※令和4年度から保険適用治療が開始。令和5年度から先進医療を助成対象に追加。

② 生殖補助医療支援利子補給金交付事業

生殖補助医療に要する費用の融資に係る利子を補給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

生殖補助医療を受ける夫婦に対し、1回の治療につき50万円以内で総額最大200万円までを融資の限度額として、それぞれの借入につき3年以内で利子の全額を補給します。

＜特定不妊治療（生殖補助医療）支援利子補給金件数＞

年度	申込件数	申請人数	交付件数	補給金額(円)
4	0	3	4	16,529
5	0	3	4	6,034
6	3	3	4	3,283

※令和5年度から「特定不妊治療支援利子補給金交付事業」より「生殖補助医療支援利子補給金交付事業」に名称変更

③ 不妊治療費（人工授精）助成事業

不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

＜不妊治療費（人工授精）助成件数＞

年度	治療回数	金額(円)	申請件数	申請人数
4	65	476,951	23	23
5	120	759,430	37	37
6	58	423,310	24	24

※令和4年度から保険適用治療が開始。

④ 新生児聴覚スクリーニング検査事業

新生児聴覚検査（自動ABR）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、聴覚障がい早期発見・早期対応を図ります。

<新生児聴覚スクリーニング検査>

年度	対象者	検査人数	受診率
4	511	510	99.8
5	514	514	100.0
6	420	415	98.8

⑤ 妊婦栄養支援事業

<妊婦栄養支援事業>

妊婦の健康と胎児の健全な発育のため、不足しがちな栄養素を含む食品の一つである牛乳等の宅配を希望する妊婦に対し、購入費の一部を助成し妊婦の栄養バランスの保持を図ります。

年度	申込者数	利用者数	助成額(千円)
4	122	127	568
5	100	100	692
6	—	40	145

※令和6年度で事業廃止

⑥ 健康生活推進員活動事業

保健活動を効果的に推進し、対象者が必要な施策を受けることができるよう保健事業への協力を行います。

⑦ 乳幼児健診連絡会議

安心して子どもを生み育てることができるまちを目指し、医療、保健関係者等で保健活動の推進等について検討します。

⑧ 妊産婦連絡会議

安全安心に妊娠・出産に向かえるよう、医療、事業関係者等で妊産婦の健康推進等について検討します。

⑨ 産後ケア事業

出産後、1年を経過しない産婦のうち、支援を必要とする者に対し、医療機関などでの宿泊・日帰りサービスや、助産師の家庭訪問による心身のケアや育児サポートを行います。

<産後ケア件数>

年度	利用件数	利用延人数		
		宿泊型	通所型	訪問型
4	34	6泊	8日	152回
5	78	77泊	21日	380回
6	110	80泊	38日	392回

⑩ 出産・子育て応援給付金事業

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう寄り添いながら経済的支援および伴走型支援を行います。

<給付件数>

年度	出産応援給付金件数	子育て応援給付金件数
4	736	410
5	464	506
6	給付金 7 ギフト 372	給付金 58 ギフト 340

※令和 5 年 2 月から実施。令和 4 年度は遡及支給あり。

※令和 5 年度対象者までは現金支給。令和 6 年度対象者はギフト支給。

※令和 7 年度から妊婦のための支援給付事業に移行。

⑪ 妊婦のための支援給付事業

すべての妊婦が安心して出産・子育てできるよう経済的支援および伴走型相談支援を行います。

※令和 7 年度から実施（出産・子育て応援給付金事業から移行）

⑫ 初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるための初回の産科受診料費用を助成します。

<初回産科受診料助成件数>

年度	助成件数	金額（円）
5	1	6,000
6	4	30,935

※令和 5 年度から実施

⑬ 妊婦通院・出産時交通費等助成事業

安全で安心して出産できるよう、妊婦健診および出産時の交通費相当を助成します。また、遠方への移動が伴う場合は、移動に要した費用および出産前宿泊費の一部を追加助成します。

※令和 7 年度から実施

4. 感染症予防対策事業

(1) 結核予防

① 定期の健康診断（X線直接撮影）

- ・健康診査時に、肺がん検診に併せて巡回実施します。
- ・対象者：65 歳以上の方

② 予防接種（BCG）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後 1 年に至るまでの間にある児

<BCG 及び健康診断>

年度	BCG 接種者	X線撮影		
		受診者	異常なし	要精検
4	485	7,434	6,869	565
5	484	6,981	6,530	451
6	394	6,732	6,278	454

(2) 予防接種事業**① 麻しん（はしか）・風しん（三日はしか）**

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・令和元年5月より抗体保有率の低い世代の男性に対し、追加的対策として風しんの抗体検査、予防接種を実施しました。（令和6年度までの時限的措置）
- ・対象者：1期 生後12か月から24か月に至るまでの間にある児
2期 5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある児
5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、抗体検査の結果が陰性だった者

<麻しん風しん（MR）>

年度	1期			2期		
	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率
4	532	487	91.5	615	563	91.5
5	499	457	91.6	680	626	92.1
6	506	432	85.4	593	535	90.2

<風しんの追加的対策>（4月末時点）※国保連から払戻あるため変動あり

年度	抗体検査			抗体検査結果		5期（定期予防接種）	
	対象者 （クーポン券発送数）	実施者	実施率	陰性者	陽性者	接種者	接種率
H31	4,514	1,610	35.7	428	1,182	335	78.3
R2	5,343	2,150	40.2	427	1,723	402	94.1
3	6,572	533	8.1	130	403	121	93.1
4	5,692	185	3.2	36	149	39	108.3
5	5,272	106	2.0	30	76	25	83.3
6	0	297	(-)	66	231	60	90.9
計	9,910	4,881	49.3	1,117	3,764	982	87.9

※令和3年度、令和4年度対象者数はクーポン券再交付者数

- ・定期接種対象とならない希望者に接種費の助成をします。契約した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：風しんの十分な量の抗体がない者で、妊娠を希望する女性及びその女性の夫又は同居者
風しんの十分な量の抗体がない妊婦の夫又は同居者

<風しん任意接種>

年度	申請者	接種者	利用率
4	106	106	100.0
5	99	87	87.9
6	62	61	98.4

② 日本脳炎

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：1期：生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある児
(ただし、高山市は標準的な接種期間である3歳から対象としています)
2期：9歳以上13歳未満の児

<日本脳炎(定期対象者)>

年度	1期初回			1期追加		2期	
	対象者	1回目 接種者	2回目 接種者	対象者	接種者	対象者	接種者
4	603	642	602	686	888	713	873
5	585	529	492	597	535	670	592
6	556	519	504	582	546	668	670

<日本脳炎(特例対象者：平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満)>

年度	1期初回		1期追加	2期
	1回	2回		
	接種者	接種者	接種者	接種者
4	2	3	13	104
5	1	1	12	61
6	7	8	4	44

③ 5種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・1期対象者：生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある児
- ・令和6年4月1日から定期接種開始

<5種混合1期>

年度	初 回				追 加		接種率
	対象者	1回目 接種者	2回目 接種者	3回目 接種者	対象者	接種者	
6	452	374	342	294	496	28	5.6

④ 4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・1期対象者：生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある児

< 4 種混合 1 期 >

年度	初 回				追 加		接種率
	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目 接種者	対象者	接種者	
4	523	490	492	488	561	442	78.8
5	492	520	536	530	526	446	84.8
6	452	5	43	93	496	449	90.5

⑤ 2 種混合（ジフテリア・破傷風）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：11 歳以上 13 歳未満の児（4 種混合、3 種混合の 2 期対象者）

< 2 種混合 >

年度	対象者	接種者	接種率
4	752	524	69.7
5	723	564	78.0
6	712	609	85.5

⑥ H i b（ヒブ）感染症

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後 2 か月から 60 か月に至るまでの児
- ・接種回数：ヒブワクチン 4 回以内（接種開始年齢及び接種年齢により回数が異なる）

< H i b（ヒブ）感染症 >

年度	初 回				追 加	
	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目 接種者	対象者	4 回目 接種者
4	523	481	492	493	561	472
5	492	480	484	491	526	462
6	452	2	41	89	496	404

⑦ 小児の肺炎球菌感染症

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後 2 か月から生後 60 か月に至るまでの間にある児
- ・接種回数：小児用肺炎球菌ワクチン 4 回以内（接種開始年齢及び接種年齢により回数が異なる）

< 小児の肺炎球菌感染症 >

年度	初 回				追 加	
	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目 接種者	対象者	4 回目 接種者
4	523	482	494	494	561	475
5	492	480	483	491	526	460
6	452	376	382	383	496	440

⑧ 水痘（水ぼうそう）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後 12 か月から生後 36 か月に至るまでの間にある幼児

<水痘（水ぼうそう）>

年度	対象者	1 回目	2 回目
4	561	491	437
5	526	461	390
6	496	439	416

⑨ B型肝炎

- ・平成 28 年 10 月 1 日より定期予防接種となりました。
- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後 1 年に至るまでの間にある児

<B型肝炎>

年度	対象者	1 回目	2 回目	3 回目
4	523	479	486	474
5	492	478	481	436
6	452	371	379	405

⑩ 子宮頸がん予防

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：小学 6 年から高校 1 年に相当する年齢の女子

<子宮頸がん予防>

年度	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目接 種者
4	定期* 1, 578	170	170	120
	キャッチアップ 3, 261	246	205	143
5	定期* 371	279	169	116
	キャッチアップ 8, 128	248	233	202
6	定期* 388	307	305	131
	キャッチアップ 7, 445	809	768	708

*令和 4 年度は定期接種勧奨者全員を対象とした。

※子宮頸がん予防ワクチンは、平成 25 年 6 月より積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和 2 年 12 月に対象者へ情報提供を開始。令和 2 年度中に接種を開始した高校 1 年生相当の女子へ令和 3 年 9 月まで行政措置として定期接種を延長。令和 4 年度から定期接種対象者へ予診票を送付。積極的な勧奨が控えられていた期間に接種ができなかった平成 9 年～平成 17 年度生へのキャッチアップ接種を令和 4 年度から令和 6 年度に実施しました。（一部令和 7 年度末ま

で延長)

⑪ ロタウイルス

- ・令和2年10月1日より定期予防接種となりました。
- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：ロタリックス：生後6週から24週までに2回
 ロタテック：生後6週から32週までに3回

<ロタウイルス>

年度	対象者	ロタリックス		ロタテック		
		1回目	2回目	1回目	2回目	3回目
4	523	423	433	66	66	62
5	492	393	399	77	74	70
6	452	337	332	36	43	49

⑫ インフルエンザ〔高齢者〕

- ・希望者に、委託した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：65歳以上の市民、60～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する市民

<インフルエンザ（高齢者）>

年度	対象者	接種者	接種率
4	28,379	17,184	60.5
5	28,096	16,484	58.7
6	27,900	15,655	58.6

⑬ 新型コロナウイルス感染症〔高齢者〕

- ・希望者に、委託した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：65歳以上の市民、60～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する市民

<新型コロナウイルス感染症（高齢者）>

年度	対象者	接種者	接種率
6	27,892	4,993	17.9

⑭ 高齢者の肺炎球菌

- ・希望者に、委託した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：平成31～令和5年度までの間は、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる市民（平成31年度は101歳以上も対象）
 令和6年度以降の対象者は65歳の市民、60歳以上65歳未満で、一定の心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する市民
 ただし、すでに定期接種または自費で肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の予防接種をしたことがある方は対象外

＜高齢者の肺炎球菌＞

年度	対象者	接種者	接種率
4	1,074	618	57.5
5	1,140	650	57.0
6	1,041	252	24.2

⑮ インフルエンザ〔小児〕

- ・希望者に、契約した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後6か月以上15歳（中学生）以下の児
- ・接種回数：生後6か月～12歳まで2回、13歳以上1回接種

＜インフルエンザ（小児）＞

年度	対象者	申請者	接種者	接種率
4	10,717	3,115	5,020	26.3
5	10,338	3,172	5,032	27.9
6	9,970	2,916	4,642	27.0

⑯ 帯状疱疹〔任意〕

- ・希望者に、契約した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：50歳以上の市民（これまでに市の助成を受けていない方）
- ・接種回数：水痘生ワクチン 1回
帯状疱疹不活化ワクチン 2回

＜帯状疱疹（任意）＞

水痘生ワクチン

年度	対象者	申請者	接種者	接種率
6	44,772	45	43	0.10

帯状疱疹不活化ワクチン

年度	対象者	申請者	接種者		接種率
6	44,772	848	1回目	2回目	3.20
			765	670	

(3) 感染症防疫対策

コレラ、赤痢等感染症患者が発生した場合は、飛騨保健所の指導に基づき防疫にあたります。
 新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。（各課の対応マニュアルも作成しています）

5. その他

(1) 畜犬事業及び特定（危険）動物の飼育の申請

狂犬病の発生の予防、まん延を防止し、これを撲滅することを目的として、犬の登録、変更、死

亡届出等を受付け、市内各所を巡回し狂犬病予防注射を実施しています。

特定動物の飼養・保管の申請届出等を受付けています。

＜畜犬登録・予防注射接種＞

年度	登録頭数	予防注射 接種頭数
4	4,380	3,833
5	4,279	3,718
6	4,104	3,677

＜特定（危険）動物に関する申請・届出書の受理＞

年度	受理件数	備 考
4	5	ツキノワグマ
5	4	ツキノワグマ
6	4	ツキノワグマ

（2）公衆浴場設備改善対策事業補助金

公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の改善に係る資金の補助を行っています。

＜公衆浴場設備改善対策事業費補助金＞

年度	補助件数	補助金額（千円）
4	2	2,662
5	2	2,811
6	2	398